

4 建 第 9 号 -70
令和 5年 1月 5日

(株) 河東興業

河東 泰均 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4年 1 1月 8日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(特-4) 第 90079 号
許可の有効期間	令和 5年 1月 5日から 令和 10年 1月 4日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年 12月 5日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)